

洋上風力促進のための区域の選定等に関する有識者会議（第11回）

○開催日

令和5年8月18日(金)

○議題

「山形県遊佐町沖」・「青森県沖日本海(南側)」の促進区域の指定基準への適合性について

○概要

＜「山形県遊佐町沖」・「青森県沖日本海(南側)」の促進区域の指定基準への適合性について＞

- 「山形県遊佐町沖」・「青森県沖日本海(南側)」について、再エネ海域利用法第8条第1項各号に規定されている、促進区域の指定基準への適合性については、委員から異論がなかった。
- 上記の促進区域の指定基準への適合性の確認や区域に関する事務局の説明については、委員から以下の意見が示された。
 - ✓ 基地港湾について、両区域とも他県の港湾を利用することが想定されているが、先行する区域の事業での利用で逼迫する可能性がある。追加的に基地港湾を整備していかないと、各区域の事業を円滑に進めていくことが難しくなることが想定される。
 - ✓ 基地港湾の利用に関しては、効率的に利用できるような調整機能が必要。基地港湾利用のロードマップ等によって明確に示していただくと分かりやすくなる。
 - ✓ 2030年、2040年の洋上風力の導入目標を踏まえると、基地港湾は現在の5港湾では不足すると思われる。また、港湾の後背地に一定規模の産業が存在することも重要であり、先を見据えた既存港湾の増強・拡大を検討いただきたい。
 - ✓ 基地港湾の整備は大きな投資が必要となるため、基本的には、現状の基地港湾を最大限活用し、不足するようであれば追加していくことが妥当。一方、不足した場合の基地港湾の整備が遅れてしまうことは問題であるため、様々な事前の予測を行い、追加が必要な場合には、適切なタイミングで追加していく必要がある。
 - ✓ 各区域の協議会とりまとめにおいて、将来どのような発展を目指していくのかという「将来像」が示されているが、これは重要な視点

である。特に公共的な事業では、対象事業を進めていくことだけでなく、事業を活用して地域をどのように発展させていくかといったことは、地域にとって重要な事項である。